

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)に関する意見募集の結果
について

令和2年12月28日
消費者庁表示対策課

1. 募集期間：令和2年11月9日（月）から同年12月15日（火）まで
2. 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、FAX又は郵送
3. 寄せられた意見総数：1件（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見2件）
4. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

御意見の概要	件数	考え方
押印又は署名は刑法等で特別な取扱いがなされ、正当性・公正性の確保に有用であるので、書面での署名又は押印は廃止されないようにされたい。 法人については法人番号の提出がされるようにされたい。	1	今回改正対象とした手続においては、押印を廃止したとしても、他の手段により本人確認及び真正性確認が可能と考えられます。 また、法人番号の提出を求めることは必要ないと考えられます。 したがって、原案のとおりとします。

以上